

dカード利用規約（会員規約）（カード会員番号が「4363」、「5344」、又は「5365」からはじまる d カードにかかる d カード利用規約（会員規約））の一部改正

[改正]	[現行]
<p>本規約は、d カード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。</p> <p>第1部 一般条項 第1章～第5章（略）</p> <p>〈第6章 雑則〉 第40条～第42条（略） 第43条（規約の変更、承認）</p> <p>1 当社は、次のいずれかに該当する場合には、<u>変更後の内容をサービスサイトにおいて公表する方法又は当社から本会員に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含みます。）</u>により、<u>本規約を変更することができるものとします。</u>なお、<u>本規約が変更された場合は、変更日以降当該変更後の本規約が適用されます。</u></p> <p>（1）本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。</p> <p>（2）本規約の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</p> <p>2 当社は、<u>前項に定める手続による変更のほか、あらかじめ変更後の内容をサービスサイトにおいて公表する方法又は当社から本会員に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含みます）</u>により本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に本会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</p> <p>3 （略）</p>	<p>本規約は、d カード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方（<u>カード会員番号が「4363」、「5344」、又は「5365」からはじまる d カード会員</u>）と、当該承諾をした当社との間に適用されます。</p> <p>第1部 一般条項 第1章～第5章（略）</p> <p>〈第6章 雑則〉 第40条～第42条（略） 第43条（規約の変更、承認）</p> <p>1 当社は、次のいずれかに該当する場合に、<u>本規約を変更することがあります。</u>この場合には、<u>料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。</u></p> <p>（1）本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。</p> <p>（2）本規約の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</p> <p>2 当社は、<u>前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をサービスサイトにおいて公表する方法又は当社から本会員に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含みます）</u>により本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に本会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</p> <p>3 （略）</p>

<p>第 44 条～第 48 条（略）</p> <p>第 2 部 ショッピングサービス</p> <p>〈第 1 章 ショッピングサービスの利用〉</p> <p>第 1 節 ケータイ iD 及び d カード iD 機能を使用したショッピングサービスの利用（略）</p> <p>第 2 節 d カードを使用したショッピングサービスの利用（d カード iD 機能を使用する場合を除く）（略）</p> <p>第 3 節 その他</p> <p>第 5 8 条（継続的利用代金の支払手段としての利用手続き）</p> <p>1 会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段として d カードサービスを利用することができます。この場合、会員は、d カードの有効期限の更新やサービス区分の変更等により会員番号若しくはその有効期限等が変更されたとき、d カードサービスの利用が停止されたとき、又は d カード契約の終了等により会員としての地位に基づく権利を喪失したときには、その旨を加盟店に対し通知の上決済手段の変更手続きを行うものとします。また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社が、会員番号、その有効期限等の変更内容及び d カードサービスの利用可否に関する情報を加盟店（本条において、加盟店が d カードサービスの利用を可能とするため契約締結する決済代行会社、提携クレジット会社等の、当社以外の法人等を経由する場合があります。）に対し通知することをあらかじめご承諾いただきます。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 5 9 条～第 6 2 条（略）</p>	<p>第 44 条～第 48 条（略）</p> <p>第 2 部 ショッピングサービス</p> <p>〈第 1 章 ショッピングサービスの利用〉</p> <p>第 1 節 ケータイ iD 及び d カード iD 機能を使用したショッピングサービスの利用（略）</p> <p>第 2 節 d カードを使用したショッピングサービスの利用（d カード iD 機能を使用する場合を除く）（略）</p> <p>第 3 節 その他</p> <p>第 5 8 条（継続的利用代金の支払手段としての利用手続き）</p> <p>1 会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段として d カードサービスを利用することができます。この場合、会員は、d カードの有効期限の更新やサービス区分の変更等により会員番号若しくはその有効期限等が変更されたとき、d カードサービスの利用が停止されたとき、又は d カード契約の終了等により会員としての地位に基づく権利を喪失したときには、その旨を加盟店に対し通知の上決済手段の変更手続きを行うものとします。また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社が、会員番号、その有効期限等の変更内容及び d カードサービスの利用可否に関する情報を加盟店に対し通知することをあらかじめご承諾いただきます。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 5 9 条～第 6 2 条（略）</p>
--	--

〈第2章 ショッピング利用代金の支払区分〉

第1節～第2節（略）

第3節 ショッピング利用代金のリボルビング払い

第66条（略）

第67条（手数料）

会員がリボルビング払いを指定した場合の毎月の手数料額は、前月支払期日翌日から当月支払期日までの期間におけるリボルビング払いの未決済残高（付利単位1円）に対し、当社が別紙「ショッピングサービス」の「3.リボルビング払い弁済時期・手数料率、弁済金算定方法等」に定める手数料率により年365日（閏年は366日）で日割計算した金額を1か月分とし、当月の支払期日にお支払いいただきます。但し、手数料計算の対象となる期間については、次の各号の定めに従います。なお、端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てするものとします。

（1）随時リボルビング払い

新規にご利用した代金は、利用日から起算して最初に到来する締切日（利用日が15日の場合はその日）の翌日から手数料計算の対象とします。

（2）自動リボルビング払い

新規にご利用した代金は、利用日から起算して最初に到来する当該利用代金の支払期日の翌日から手数料計算の対象とします。

（3）事後リボルビング払い

変更前の各支払区分の最初に到来する締切日（利用日が15日の場合はその日）の翌日から手数料計算の対象とします。

2 前項にかかわらず、当社が別途定める場合の手数料及び支払金額等については、サービスサイトに定めます。

第68条～第70条（略）

第4節 ショッピング利用代金の分割払い

〈第2章 ショッピング利用代金の支払区分〉

第1節～第2節（略）

第3節 ショッピング利用代金のリボルビング払い

第66条（略）

第67条（手数料）

会員がリボルビング払いを指定した場合の毎月の手数料額は、前月支払期日翌日から当月支払期日までの期間におけるリボルビング払いの未決済残高（付利単位1円）に対し、当社が別紙「ショッピングサービス」の「3.リボルビング払い弁済時期・手数料率、弁済金算定方法等」に定める手数料率により年365日（閏年は366日）で日割計算した金額を1か月分とし、当月の支払期日にお支払いいただきます。但し、手数料計算の対象となる期間については、次の各号の定めに従います。なお、端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てするものとします。

（1）随時リボルビング払い

新規にご利用した代金は、利用日から起算して最初に到来する締切日（利用日が15日の場合はその日）の翌日から手数料計算の対象とします。

（2）自動リボルビング払い

新規にご利用した代金は、利用日から起算して最初に到来する当該利用代金の支払期日の翌日から手数料計算の対象とします。

（3）事後リボルビング払い

変更前の各支払区分の最初に到来する締切日（利用日が15日の場合はその日）の翌日から手数料計算の対象とします。

（新設）

第68条～第70条（略）

第4節 ショッピング利用代金の分割払い

第71条（略）

第72条（手数料等）

会員が分割払いを指定したときの支払回数、実質年率及び分割払手数料は、別紙「ショッピングサービス」の別表「1.分割払いの返済方法・回数・手数料等」のとおりとなり、本会員は、これをお支払いいただきます。但し、24回を超える支払回数は、当社が適当と認めた場合のみ指定することができます。また、ボーナス併用分割払いの場合には、実質年率が別表と異なることがあります。

2 当社が別途定める場合の手数料及び支払金額等については、サービスサイトに定め  
ます。

第73条～第76条（略）

〈第3章 その他〉（略）

第3部 キャッシングサービス

第1章～第4章（略）

附則（2024年1月24日）

1. 本規約は、2024年1月31日から適用されるものとします。但し、前文の改定は、  
2024年10月1日から適用されるものとします。

2. カード会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」からはじまるdカード及び当該dカ  
ードに紐づく会員番号のご利用に関しては、2024年10月1日以降も従前のとおりカード  
会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」からはじまるdカードにかかる「dカード利用  
規約（会員規約）」（以下、旧dカード利用規約といいます）が適用されます。なお、旧  
dカード利用規約の詳細については、旧dカード利用規約第2条第45号に規定されるサ  
ービスサイト<<https://dcard.docomo.ne.jp>>（当該URL配下のインターネットウェブ  
サイトを含み、当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします）において公表

第71条（略）

第72条（手数料等）

会員が分割払いを指定したときの支払回数、実質年率及び分割払手数料は、別紙「ショッピングサービス」の別表「1.分割払いの返済方法・回数・手数料等」のとおりとなり、本会員は、これをお支払いいただきます。但し、24回を超える支払回数は、当社が適当と認めた場合のみ指定することができます。また、ボーナス併用分割払いの場合には、実質年率が別表と異なることがあります。

（新設）

第73条～第76条（略）

〈第3章 その他〉（略）

第3部 キャッシングサービス

第1章～第4章（略）

（新設）

する各種規約をご確認ください。

【別紙】

【キャッシングサービス】（略）

【ショッピングサービス】（略）

【キャッシングサービス及びショッピングサービス】

1. 繰上返済の可否及び方法

表（略）

※1 全額繰上返済：分割払い以外の場合、日割計算にて返済日までの手数料又は利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。

※2 一部繰上返済：原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、日割計算にて元本額に応じた手数料又は利息を支払うものとします。

※3 締切日までの同一期間内に利用したキャッシング 1 回払いのご利用代金は、当社が別途定める期間において当社の提携金融機関の ATM 機等から入金して返済する方法にて全額繰上返済又は一部繰上返済が可能です。

※4 本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員用 d カード又は家族会員用 d カードのカード会員番号を用いて当社の提携金融機関の ATM 機等で繰上返済を行わせることができます。家族会員用 d カード又は家族会員用のカード会員番号を用いて当社の提携金融機関の ATM 機等で繰上返済の手続きの全部又は一部（手続きが途中で中止された場合を含みます）が行われた場合は、家族会員が本会員の代理人として当該手続きを行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、当該繰上返済の対象となる残高（本会員の d カード及び家族会員用 d カードならびにそれらのカード会員番号の利用に基づく合計残高）が開示されます。

※5 提携金融機関の ATM 機等の仕様により、全額繰上返済できない場合がございます。

【別紙】

【キャッシングサービス】（略）

【ショッピングサービス】（略）

【キャッシングサービス及びショッピングサービス】

1. 繰上返済の可否及び方法

表（略）

※1 全額繰上返済：分割払い以外の場合、日割計算にて返済日までの手数料又は利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。

※2 一部繰上返済：原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、日割計算にて元本額に応じた手数料又は利息を支払うものとします。

※3 締切日までの同一期間内に利用したキャッシング 1 回払いのご利用代金は、当社が別途定める期間において当社の提携金融機関の ATM 機等から入金して返済する方法にて全額繰上返済又は一部繰上返済が可能です。

※4 本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員用 d カード又は家族会員用 d カードのカード会員番号を用いて当社の提携金融機関の ATM 機等で繰上返済を行わせることができます。家族会員用 d カード又は家族会員用のカード会員番号を用いて当社の提携金融機関の ATM 機等で繰上返済の手続きの全部又は一部（手続きが途中で中止された場合を含みます）が行われた場合は、家族会員が本会員の代理人として当該手続きを行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、当該繰上返済の対象となる残高（本会員の d カード及び家族会員用 d カードならびにそれらのカード会員番号の利用に基づく合計残高）が開示されます。

※5 提携金融機関の ATM 機等の仕様により、全額繰上返済できない場合がございます。

す。

※6 繰上返済の予定を申し出後に第60条第2項に定める取引の取消し又は自動リボルビング払いの解除を行った場合等、タイミングや残高状況によっては繰上返済の予定が取り消される可能性があります。

2. 支払停止抗弁・規約に関するご相談窓口（略）

す。

（新設）

2. 支払停止抗弁・規約に関するご相談窓口（略）

Web 明細サービス利用規約（カード会員番号が「4363」、「5344」、又は「5365」からはじまる d カードにかかる Web 明細サービス利用規約）の一部改正

[改正]	[現行]
<p>第1条（略）</p> <p>第2条（本サービスの利用）</p> <p>本サービスの利用にあたり、会員は、本特約の各条項が本サービスを利用するための契約（以下「本サービス利用契約」といいます）の内容となることを承認したうえで、当社指定の方法により本サービスの利用登録（以下「利用登録」といいます。）を行ってください。会員は、利用登録の完了後に本サービスを利用することができます。なお、本サービスは、インターネット接続できる環境を整えていることを前提とします。</p> <p>2 カード会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」からはじまる d カードにかかる d カード利用規約（会員規約）に基づく契約（以下、本項において「旧 d カード契約」といいます）を締結していた本会員が、旧 d カード契約の解約申込みと同時に「4363」、「5344」、又は「5365」からはじまる d カードにかかる d カード利用規約（会員規約）に基づく d カード契約締結の申込み（以下、かかる申込みを「解約新規申込」といいます）を行う場合において、本会員が解約新規申込までに旧カード契約にかかる利用登録を完了していないとき（旧 d カード契約にかかるご利用登録にて設定したご利用携帯電話番号を変更又は抹消した後に、再度利用登録を行っていないときも含みます）、解約新規申込完了後は、本会員は旧 d カード契約にかかる利用登録を行うことはできません。本会員は、解約新規申込の前までに必ず旧 d カード契約にかかる利用登録を完了してください。</p> <p>第3条～第8条（略）</p> <p>附則（2024年1月24日）</p> <p>1. 本規約は、2024年1月31日から適用されるものとします。</p>	<p>第1条（略）</p> <p>第2条（本サービスの利用）</p> <p>本サービスの利用にあたり、会員は、本特約の各条項が本サービスを利用するための契約（以下「本サービス利用契約」といいます）の内容となることを承認したうえで、当社指定の方法により本サービスの利用登録（以下「利用登録」といいます。）を行ってください。会員は、利用登録の完了後に本サービスを利用することができます。なお、本サービスは、インターネット接続できる環境を整えていることを前提とします。</p> <p>2 カード会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」からはじまる d カードにかかる d カード利用規約（会員規約）に基づく契約（以下、本項において旧 d カード契約といいます）を締結していた本会員が、旧 d カード契約の解約申込みと同時に「4363」、「5344」、又は「5365」からはじまる d カードにかかる d カード利用規約（会員規約）に基づき新たに d カード契約を締結した場合、本会員が解約新規申込までに旧カード契約にかかる利用登録を完了していないときは、旧 d カード契約にかかる利用登録を解約新規申込までに行うものとし、解約新規申込の完了後、本会員は旧 d カード契約にかかる利用登録を行うことはできないものとします。</p> <p>（新設）</p> <p>第3条～第8条（略）</p> <p>（新設）</p>